

自立援助ホームの単価に含まれているものについては、次のとおり1月の主管課長会議でお示ししたが、詳細は別冊（交付要綱、実施要綱等）資料3のとおりである。

[事務費]

常勤職員2名、非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

[事業費]

一般生活費、被虐待児受入加算費、特別育成費、職業補導費、葬祭費

この事業については、改正児童福祉法（改正後の児童福祉法第33条の6第1項）で、その実施が地方自治体の義務とされたところであり、各自治体においては自立援助ホームの設置促進に積極的に取り組んでいただくようお願いする。（関連資料4（208頁））

② 地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施

平成20年度より、施設等を退所した子ども達が、生活や就業に関して気軽にスタッフに相談できる体制を整備するとともに、自助グループにおいて相互の意見交換等を行うことができるような場を提供するなど、施設退所者等の地域生活を支援する「地域生活・自立支援事業」をモデル事業として実施しているところである。

平成20年度は4か所の実施となっているが、新たに実施を希望する自治体があれば協議されたい。また、今後好事例を全国に広めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。（関連資料5（209頁））

③ 身元保証人確保対策事業の活用

児童養護施設等を退所する子ども等について、自立に向けた支援は大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することは極めて重要である。

このため、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。施設等において本事業を活用していただくよう、周知等をお願いしたい。

（5）児童福祉施設等におけるケアの充実について

① 施設の小規模化の推進

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、でき